

温暖化対策税に対する基本的な考え方

日本労働組合総連合会

1. 基本的な考え方をまとめた背景

連合は、当面する地球温暖化対策や温暖化対策税に対して、連合内の環境小委員会や政策委員会で議論を重ね、以下のような基本的考え方をまとめた。

こうした議論の過程の中では、温暖化対策税の検討に対して、構成組織の置かれている状況等もふまえた賛否両論の意見もあった。しかし、温暖化対策が世界全体で取り組まなければならない共通の重要課題となっており、また、国内の温暖化対策が十分進んでいないという情勢認識の共有化をはかる中で、温室効果ガス6%削減目標を達成するためには、第2ステップに向けてあらゆる対策を検討すべきであり、これまでの自主的手法や規制的手法に加えて、税の導入を含めた経済的な手法も検討の対象にすべきであるという結論に達したものである。

また、議論に当たっては、今回の温暖化対策税に対して、どんな課題があり、どのような手段・手法でそうした課題を克服していくべきなのかという議論を重視してきた。

今回は、当面する中環審でのヒアリングに対して現段階での温暖化対策税等に対する考え方をまとめたものであり、第2ステップに向けた追加的対策がどうあるべきかについては、中環審での議論も注目しながら、引き続き、連合内部で議論を深めることにしている。

2. 地球温暖化対策・第2ステップに向けた連合の基本的な考え方

連合は、温暖化対策・第2ステップに向けた取り組みに対して次のように考える。

(1) 温暖化対策を国策として推進し、環境先進国をめざす

連合は、京都議定書を批准した我が国は、環境に対する国際的な役割を果たしていく観点からも、温室効果ガスの6%削減に向けて全力で取り組む責任があり、同時に、着実に6%削減を実現させていくためには、環境と経済の両立と合わせて、国、地方自治体、企業や国民が一体となった取り組みが重要であると考えます。

また、温暖化対策を国策として先進的に推進していくことが、環境技術の開発や環境分野での国際競争力の強化につながり、ひいてはそれらを通じて新たな成長を生みだし、雇用の維持・拡大につなげていく視点を重視する。

(2) ポリシーミックスを基本に、税も含めた経済的手法も検討の対象にすべき

我が国の温暖化対策の現状を直視した場合、第2ステップ(2005年～2007年)では、温室効果ガスの吸収源である森林整備の強化や新たな対策を含めた温暖化対策を抜本的に強化しない限り、6%削減は実現できない状況にある。

連合は、税の導入を検討する場合は、ポリシーミックスによる温室効果ガスの排出抑制効果を重視し、「推進大綱」の評価結果をふまえて、国はどのような追加的施策や施策の強化が必要なのかという全体像を示した上で、その中で税をどう位置付けるのか明確にする必要があると考える。そして、安易に財源を確保することを目的として税を導入するという発想に立つべきではないと考える。

連合は、第2ステップでは温室効果ガスの削減に向けて有効と思われるあらゆる対策を、国、地方自治体、企業や国民が一体となって取り組む必要があり、これまでの自主的手法、規制的手法に加えて、税の導入を含めた経済的な手法も検討の対象にすべきであると考えます。

(3) 国民の理解と合意を重視する

税の導入にあたっては、その影響が大きいことをふまえ、国民の理解と合意が重要である。そして、①国民の意識改革に結び付けていくこと、②温室効果ガスの抑制に向けたインセンティブにつなげていくこと、③環境技術開発への投資等を通じて環境分野での国際競争力の強化と雇用の維持・拡大に結び付けていくことを重視していくべきであると考えます。

3. 温暖化対策税に対する検討課題

温暖化対策を進めていく場合、幅広い対策を組み合わせながら、トータルとしていかに実効性のあるものにしていくかが重要である。

今回、環境省が検討・議論のたたき台として提起している温暖化対策税は、温暖化対策の効果および国民生活や産業に与える影響等について不明な点や課題が散見される。

したがって国民および働く者の立場から、次のような課題を解明する必要があると考える。

- (1) 温暖化対策税の導入とポリシーミックスを通じた全体としての温室効果ガスの排出抑制効果
- (2) 上流課税とした場合の、最終消費者へ税が確実に転嫁できる仕組みの構築と合わせた国民の意識改革につなげるための取り組み
- (3) 税収を温暖化対策にも活用している既存税(自動車関係諸税、電源開発促進税、石油石炭税等)との調整
- (4) 原料炭・ナフサの扱いなど、国際競争力にも配慮した税の減免措置の範囲
- (5) 税の使途(温室効果ガス6%削減のためにはどのような対策が有効なのか)および税負担の水準
- (6) 一般財源化か特定財源化かの判断
- (7) 産業界と政府の協定による産業・企業への支援措置

4. 今後の温暖化対策を検討するに当たっての要望

(1) 国が強いリーダーシップを発揮する

京都議定書を批准した我が国は、温室効果ガス6%削減目標の達成に向けて国

を挙げて最大限の努力を傾注する必要がある。しかし、現状では、温暖化対策についての各省間での取り組み方に意欲の差が見受けられ、近年の産業界や企業の取り組みに比べると、全体として熱意に欠けると言わざるを得ない。また、各省間の連携も不十分である。こうした国の姿勢が、温暖化対策税に対する産業界や企業の不信につながっている面も見られる。

国策として温暖化対策を推進していくため、国としての強いリーダーシップの発揮を求める。

(2) 産業界や企業にインセンティブを与える

温暖化対策は、幅広い人々や団体を巻き込んだ国民的な取り組みが必要であり、とりわけ温室効果ガスの排出量が多い産業界や企業の協力と参加が不可欠である。

国内外での排出量取引なども含めたあらゆる手法を通じて、産業界や企業にインセンティブを与えて、環境重視の産業・企業活動をさらに促進し、結果として、日本の産業や企業が環境分野での技術革新等を含めて国際競争力を高めていけるよう諸施策を検討し、支援していくべきである。

(3) 国民にわかりやすくPRする

近年、地球温暖化や環境に対する国民の関心は高まっている。

こうした中で、地球温暖化対策に対する国民の理解をさらに深め、国民一人ひとりのライフスタイルの見直しにつなげていくことが重要である。各省の審議会でも出された資料等をできるだけ国民にわかりやすくPRをしていく必要がある。

そのことが、地球温暖化に対する国民の関心をさらに高め、環境に配慮した商品やサービスを消費者が選択することをつうじて、環境対策に積極的な産業・企業の活動を支援していくことにもつながると考える。

以上

【参 考：「政策・制度 要求と提言（2004～2005）」抜粋】

「連合エコライフ 21」の一層の推進による国民合意のライフスタイルの見直し運動の展開や省エネ基準の定められている自動車、家電・OA機器等の普及促進、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化、3.9%の森林吸収源確保のため森林整備の促進、京都メカニズムの活用などを進める。また、経済的手法の導入を組み合わせた新たな追加的政策手法の導入を検討し、京都議定書の目標達成に万全の体制を構築する。「温暖化対策税（仮称）」の検討にあたっては、環境対策費用としての税の性格を明確にし、既存税制との整合性や実効性、国民生活や産業の国際競争力に与える影響などについて、国民的議論を十分に行うことを前提とする。